

労働規制は経済パフォーマンスを悪化させるか？——インドの実証分析より

Timothy Besley and Robin Burgess (2004) "Can Labor Regulation Hinder Economic Performance? Evidence from India" *The Quarterly Journal of Economics*, February, pp.91-134

大阪大学大学院 奥平 寛子

当たり前のことだが、解雇規制などの労働法の影響を扱った研究は労働市場を舞台にすることが多い。しかし、解雇規制の影響は労働市場にとどまらず、生産市場にも及ぶ可能性がある。ここで紹介する Besley and Burgess (2004) は、労働者寄りの法改正が生産や貧困などの経済パフォーマンスを悪化させることを実証的に示した数少ない論文の一つである。加えて、この研究はインドの製造業における司法環境を知ることでできる非常に興味深いケース・スタディでもある。

インドの製造業を取りまく司法環境は特徴的である。インドでは、産業法のほとんどが中央政府の管轄下にあるため、参入規制などの産業政策のショックは16州全てに共通する。これに対して、1947年に制定されたインド労使紛争法は、各州政府による改正が認められている。このインド労使紛争法は、労使紛争が発生したときの調停や裁判手続きの方法を示すほか、労働組合や労働者、そして政府の権限についても規定する法律である。インド独立後、インド労使紛争法の改正は全国で100回を超えており、ある州は労働者寄りの、また別の州は使用者寄りの司法環境を形成していった。

この論文の第一の優れた点は、こうした各州に独特な司法環境を実証分析に上手く利用した点にある。そもそも、インド労使紛争法以外の産業法の影響は全国共通なので、州ごとに異なるインド労使紛争法の影響を識別することが可能である。また、インド労使紛争法は製造業などの産業特有のものであり、一定の従業員数や設備を持つ企業（以下、登記製造業企業）のみが登記することを求められている。したがって、登記していない零細企業（以下、非登記製造業企業）や建設業企業は、インド労使紛争法を遵守する必要がなく、「労使紛争法は登記製造業企業の生産へ影響を与えるが、その他の企業の生産には影響しない」という仮説を上手く検証することができる。

ところで、Besley and Burgess (2004) は、肝心のインド労使紛争法改正の傾向をどのように数値化したのだろうか。この論文で採用されたアイディアは単純だが、非常におもしろい手法である。

彼らはまず、各年にそれぞれの州において、労働者寄りの改正であれば1、使用者寄りの改正であれば-1、改正がなければ0とする州パネルデータを作成した。それを1958年から蓄積させ、労働法変数と定義する。つまり、労働法変数は、各州において1958年から現在までに労働者寄りと使用者寄りの改正のどちらのショックが積み重なってきたのかを示す指標になっており、そこから過去にどのような司法環境が形成されてきたのかを知ることができる。

こうして作成されたインド16州の労働法変数の推移を見ると、州ごとの傾向の差がはっきりと観察される。例えば、ウエスト・ベンガル州では強い労働者寄りの、アンドラ・プラデシュ州では使用者寄りの労使紛争法改正が行われてきたことがわかる。興味のある方は紹介論文の100ページを参照していただきたい。

Besley and Burgess (2004) は、この労働法変数を用いて労働規制が経済パフォーマンスを悪化させるかどうかを検証した。用いた手法は、労働法変数の一期ラグを被説明変数、各州の登記製造業企業の一人当たり生産を説明変数としたパネル分析である。その結果、労働者寄りの改正はその年の登記製造業企業の一人当たり生産を有意に19% (!) 近くも減少させる効果を持つことがわかった。逆に、労使紛争法が及ばない非登記製造業企業に関しては、8.6%の生産の増加が推定されている。建設業の生産への影響はプラスに推定されたが、有意ではなかった。つまり、労使紛争法は製造業全体の政策を代理しているわけではなく、労働者寄りの改正が零細企業に対して非登記「製造業」企業にとどまるインセンティブを与えていることになる。

この論文の第二の優れた点は、このパネル分析について十分な頑健性の確認を行っている点である。例えば、労働法変数は各州の経済活動の規模や州レベルの政策をたまたま代理していただけなのかもしれない。このことを確認するために、州人口や一人当たり開発費・電力供給力などをコントロール変数として推定式に加えた分析も行われている。労働法変数の影響は10%ほどに落ち込むものの、労働者寄りの改正が登記製造業企業の生産を低迷させることに変わりはなかった。また、極端に労働者寄りの傾向を示すウエスト・ベンガル州をサンプルから除いた分析でも結果は変わらなかった。同じ製造業の中でも州ごとに集積している業種には差があるが、それを考慮しても同様である。もちろん、労働法変数に関する内生性の問題を考慮した分析もされているが、やはり労働者寄りの法改正は登記製造業企業の生産を有意に悪化させる。

さらに興味深いのは、インド労使紛争法が対象とする登記製造業企業は貧困層の労働者を多く抱えていることである。貧困に苦しむ労働者を救うはずの労働者寄りの改正が、生産の低下に伴った雇用や賃金の減少を通じて、逆にこうした貧困層の厚生を押し下げている可能性が高い。事実、Besley and Burgess (2004)が、都市部の貧困線以下の人口割合を用いて生産の場合と同じ分析をしたところ、労働者寄りの改正が有意に貧困層を増加させるという結果を得ている。つまり、労働者寄りの改正は所得格差を解消する方向には働かず、むしろ貧困層の首を絞めることになってしまう。

これまでの労働法の影響に関する分析は、理論的にも実証的にも不透明なものが多い中で、Besley and Burgess (2004)は一連の議論に大きく貢献する論文と言えよう。また、労働者を保護するはずの法改正が労働市場以外で好ましくない影響を与えるという結果も注目に値する。ただし、彼ら自身も結論で述べているように、この研究はインドという一地域を扱ったケース・スタディに過ぎず、得られた結論は決して一般化されるべきものではない。一般的な結論を得るためには、さまざまな地域における分析や理論によるさらなる説明が不可欠だろう。

こうしたケース・スタディの一つとして、Besley and Burgess (2004)の手法を日本に応用したのが奥平 (2006)¹⁾である。幸いなことに、日本の裁判所が整理解雇に関して下す判決にも地域差があることが知られている。インドの場合と異なり、この研究では各都道府県の整理解雇判決が有効であれば使用者寄り、無効であれば労働者寄りと考えて労働法変数を作成している。分析の結果、インドの場合と同様に、日本においても労働者寄りの司法環境が総生産などの経済変数を悪化させることが示されている。

1) 奥平寛子 (2006)「解雇判決の実証分析」大阪大学大学院経済学研究科、修士論文。

おくだいら・ひろこ 大阪大学大学院経済学研究科博士前期課程。最近の主な論文に「解雇判決の実証分析」修士論文。労働経済学専攻。